特定民間再開発事業認定申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日　　千葉県知事　　　　　様認定申請者　住所氏名印　租税特別措置法施行令第25条の４第２項の規定による特定民間再開発事業の認定を申請します。 | ※手　　数　　料　　欄 |
| 施行地区 | １　所在地 |
| 〔 | 二号地区・高度利用地区・地区計画の区域・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域・認定中心市街地の区域・都市再生緊急整備地域・認定整備事業計画の区域 | 〕 |
| ２　面　積　　　㎡（登記・実測） |
| 従前の権利者及びその権利の状況 | 権利者 | 土地 | 借地権 | 建物 | 備考 |
| 氏名又は名称 | 住所 | 所在及び地番 | 地積(㎡) | 借地権の目的となつている土地の所在及び地番 | 借地権の目的となつている土地の面積　(㎡) | 所在 | 家屋番号 | 用途 |
| １２３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事　　業　　の　　概　　 | 中高層耐火建築物の概要 | １　所在地の用途地域２　主たる用途３　敷地面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡４　建築面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡５　建蔽率　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％６　延べ面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡７　容 積 率　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％８　構　　造９　地上階数10　確認済証の交付年月日及び番号　　年　　月　　日第　　号 |
| 都市施設等の用地の状況 | 名称面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 建築基準法施行令第 |  |
| 要 | 136条第１項に規定する空地の状況 |  |
|
| 中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況 | 　　　１　所有権の共有　　　　　２　借地権の共有 |
| ※受付年月日及び番号 | 年　　　　月　　　　日　第　　　　号 |
| 認定年月日及び番号 | 年　　　　月　　　　日　第　　　　号 |

　備考

　　１　※印のある欄には記載しないこと。

　　２　申請者の欄には、中高層耐火建築物の建築主の住所及び氏名を記載すること。

　　　　申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

　　　　申請者が個人である場合においては、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

　　３　「施行地区」の欄中「所在地」については施行地区が二号地区（都市再開発法第２条の３第１項第２号に掲げる地区として定められた地区）又は高度利用地区、地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画若しくは認定中心市街地の区域、都市再生緊急整備地域若しくは認定整備事業計画の区域のいずれに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当しないものは抹消すること。

　　４　「地積」欄には、登記簿に記録された地積を記載すること。

　　５　「借地権の目的となつている土地の面積」欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考３の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においては、その一筆の土地の一部の面積を記載すること。

　　６　「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数となるときは、当該欄の記載に代えて別紙に同一様式を作成して記載すること。

　　７　「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内に計画されている都市計画施設又は地区施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第25条の４第２項第２号に規定する区域内又は旧政令第25条の４第２項第２号、第39条の７第９項第２号若しくは第39条の106第２項に規定する区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じてそれぞれこれらの規定に定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。

　　８　「建築基準法施行令第136条第１項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条の規定による建蔽率の最高限度、建築基準法施行令第136条第１項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率の数値を記載すること。

　　９　改正法附則第35条第６項、第56条第４項又は第72条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令第25条の４第２項、第39条の７第９項又は第39条の106第２項の規定による認定の申請にあつては、「租税特別措置法施行令第25条の４第２項」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第35条第６項（第56条第４項・第72条第４項）の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第25条の４第２項（第39条の７第９項・第39条の106第２項）」と書き換えること。

　　　　なお、この場合、条項は該当条項のみ記載すること。

　　10　施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利者を証する書面を、それぞれ添付すること。